

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

私は、国民年金加入手続のことは覚えていないが、短大を卒業して会社に勤め始めた平成5年頃、国民年金保険料の督促状が送られてきた覚えがあり、その数か月後にA区役所、郵便局又は金融機関などで保険料を納付した。その後も、退職や転居の都度、役所で国民年金の手続を行い、保険料は、送付されてくる納付書で郵便局や金融機関で納付したり、役所の窓口で納付したりした。申立期間の保険料についての具体的な納付時期、納付場所及び納付金額までは覚えていないが、未納期間を作らないように納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、平成6年12月から7年1月頃に行われたと推認でき、同年1月11日付けで申立人の資格取得日を遡って5年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われていることが確認できる上、オンライン記録によると、会社を退職した直後の6年8月及び同年9月の国民年金保険料は、7年2月に現年度保険料として納付されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、日本年金機構によると、当時の事務処理について、資格取得の入力処理日（平成7年1月11日）の翌週月曜日には、社会保険事務所（当時）に

において過年度保険料の納付書が作成・送付されていたとしていることから、社会保険事務所から送付された申立期間に係る納付書により、申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月23日から同年11月22日まで

私は、A社に昭和43年3月6日から平成22年2月末日まで継続して勤務していたが、申立期間である1か月間の厚生年金保険の記録が無い。この期間に、本社からB支店に転勤したが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録簿及び雇用保険の記録から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年11月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和50年10月の標準報酬月額については、申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年10月の定時決定に係る記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8029

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 17 年 3 月 30 日は 6 万 5,000 円、同年 8 月 12 日は 35 万 2,000 円、18 年 8 月 10 日は 29 万 8,000 円、同年 12 月 27 日は 1 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月
② 平成 17 年 8 月
③ 平成 18 年 8 月
④ 平成 18 年 12 月

平成 17 年 3 月、同年 8 月、18 年 8 月及び同年 12 月の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「17. 3月決算賞与」の資料、被保険者賞与支払一覧、支給控除一覧表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記「17. 3月決算賞与」の資料、被保険者賞与支払一覧、支給控除一覧表又は源泉徴収簿のいずれかにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 6 万 5,000

円、申立期間②は 35 万 2,000 円、申立期間③は 29 万 8,000 円、申立期間④は 1 万 7,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、A社から提出された源泉徴収簿から、申立期間①は平成 17 年 3 月 30 日、申立期間②は同年 8 月 12 日とし、申立期間③及び④に係る賞与の支給日については、上記源泉徴収簿に記載が無く、不明であるところ、同僚のオンライン記録において確認できる賞与支払年月日から、申立期間③は 18 年 8 月 10 日、申立期間④は同年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年5月は19万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年12月及び16年1月は20万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年6月、同年7月、同年10月及び同年11月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月から16年3月まで
申立期間の標準報酬月額が、給与支払明細書において確認できる支給額よりも低い額で記録されている。
申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年5月、同年8月、同年9月及び同年12月から16年3月までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、19万円から28万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成15年5月は19万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年12月及び16年1月は20万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年6月、同年7月、同年10月及び同年11月について、上記給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、当時の事業主からは回答が得られないが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が誤った標準報酬月額を記録するとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3623（愛知国民年金事案 1947 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から63年3月までの期間のうちの2年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から63年3月までの期間のうちの2年間

私は、記憶に基づき、昭和63年秋頃にA市民文化会館で開催された年金相談会で、国民年金保険料の未納分を全部納付したい旨申し出て、その場で15万円ぐらいの保険料を積立金から工面して納付したとする申立てを行ったが、平成21年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

今回、当時の記憶をたどったところ、申立期間の国民年金保険料は、平成元年11月14日にA市民文化会館で開催された年金相談会で、17万円から18万円（2年分）を、家を売却する際に受け取った手付金の一部から工面して遡って納付したことを思い出したので、再度、申立てをする。私の主張を裏付ける新たな資料として、年金相談会の開催日が記載された同市の広報の写し、当時の保険料額と同会館での食堂の営業期間を記載したメモを提出するので、改めて審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（昭和61年1月から63年3月まで）に係る申立てについては、i）申立人は、同年秋頃にA市民文化会館で開催された年金相談会において国民年金保険料を納付したとしているが、同市の広報によれば、同年において同会館では年金相談会は開催されておらず、同会館で年金相談会が開催されたのは平成元年11月14日であることから、申立人の主張とは相違すること、ii）申立人は、積立金が満期となり、保険料の納付が可能となったとしているものの、この積立金について、「受取額が20万円ぐらいであったことは覚えているが、積立金の種類、満期となった時期、受取時期等に関する記憶は無い。」として

おり、この裏付けを得ることはできないこと、iii) 申立人は、納付した申立期間の保険料額は15万円ぐらいとしているが、申立期間の保険料を納付した場合の金額は19万4,220円となり、申立人の主張する金額とは相違すること、iv) 社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間直後の昭和63年4月以降は全て納付済みとされているものの、平成2年11月29日に納付書作成と記録されていることが確認でき、この納付書作成が記録された時期を基準とすると、過年度納付により保険料納付が可能な昭和63年10月から平成2年3月までの期間の保険料額は14万2,200円となることから、当該期間の保険料を遡って納付したとも考えられ、この期間の保険料納付と混同している可能性もうかがわれることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく21年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期を、平成元年11月14日に変更し、当該日にA市民文化会館で開催された年金相談会で、未納期間のうち2年分の保険料を納付できるとの説明を受け、17万円から18万円の2年分の保険料を納付したとしているが、申立人が保険料を納付したとする上記時期（元年11月）を基準とすると、申立期間のうち、昭和61年1月から62年9月までの保険料については既に2年の時効が成立していることから、申立人は遡って当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の納付時期（平成元年11月）を基準とすると、申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、当該期間の保険料額は4万4,400円となり、申立人の主張する17万円から18万円とは大きく相違する上、仮に、上記期間と併せて63年4月から平成元年3月までの保険料を過年度保険料として納付したと想定した場合でもその保険料額は13万6,800円となることから、申立人の主張する保険料額とは相違する。

さらに、申立人は、今回、新たな資料として平成元年11月14日にA市民文化会館で年金相談会が開催されることを記載した同市の広報の写し、当時の国民年金保険料額を記載したメモ及び同会館の中で営んでいた自身の食堂の営業期間を記載したメモを提出しているが、これら資料は当時の状況が分かるものではあるものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる資料とは言えない。

これらのことから、申立人の主張及び申立人が新たに提出した資料は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年3月まで

申立期間については、会社を退職（昭和53年5月）後だったので失業保険を受けながら夜間の学校に通い求職活動を行っていたが、離職前の蓄えがあり生活費として私の預金を全て母親に託していた。両親は国民年金に加入していたと思うので、母親が、私の国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行ってくれていたと思う。申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対して、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親が国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、両親は国民年金に加入していたと思うので、母親が申立人の国民健康保険とともに国民年金の加入手続も行ってくれていたところ、オンライン記録において、申立期間当時、両親は、国民年金に加入しており国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できるものの、前述のとおり母親は亡くなっており、当時の状況を確認できないほか、申立人の申立期間当時の国民健康保険への加入状況については資料が保存されていないため確認することはできないこと、及び母親が申立人の国民年金加入手続を

行ったとするA市においても、オンライン記録と同様に申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、母親が申立人の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとまでは推認することができない。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から9年4月まで

私は、申立期間当時は学生で、A市B区に住んでおり、友人から国民年金保険料を納付した方が良いと言われたので、20歳になった頃に同区役所へ行ったところ、年金担当者から同市C区役所へ行くように言われた。不思議に思ったが、同じ日に同区役所へ行って国民年金加入手続を行い、その場で1か月分の保険料を納付した。その後も同区役所で最初の数か月は1か月分、その後は2か月分や3か月分の保険料をまとめて納付していた。当時、年金手帳は受け取っておらず、保険料を納付する際も納付書は無かったと思うが、保険料を納付した後は領収書としてレシートのような紙を受け取っていたと思う。それらは引っ越しの際に処分してしまい証明することはできないが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、国民年金保険料を納付しようと思いA市B区役所へ行ったところ、年金担当者から同市C区役所へ行くように言われたので、同区役所へ行って国民年金加入手続を行い、納付書は無かったと思うが同区役所で申立期間の保険料を納付し、領収書としてレシートのような紙を受け取っていたと思うとしている。しかしながら、申立人の申立期間当時の住所は、戸籍の附票により同市B区にあったことが確認できるところ、同市によると、i) 国民年金加入手続は、住民票のある住所地で行うよう指示していたとしていること、ii) 保険料の納付書は、原則として自宅に年度分を一括して送付していたとしていること、iii) 区役所内で保険料納付があった場合は、必ず領収印を押した領収書を交付し、レシートのようなものは発行していなかったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、オンライン記録によると、申立人は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の10年11月26日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）に初めて国民年金被保険者資格を取得したとされており、基礎年金番号導入前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、紙台帳検索システムによると、A市において、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらない。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8031（愛知厚生年金事案 6660 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月頃から22年6月頃まで
前回の申立てについて、平成23年11月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。
しかし、私は、申立期間にA社に勤務していたのは間違いなく、当時の勤務状況もよく覚えている。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) A社は、当社の社会保険台帳に申立人の氏名は無く、ほかに資料も無いため、申立人が勤務していたかどうかは確認できないと回答していること、ii) 申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、申立人の記憶が無く、入社後すぐに厚生年金保険に入れてもらえなかった旨証言をしており、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成23年11月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間にA社に勤務していたのは間違いなく、当時の勤務状況もよく覚えている。」と主張し、記憶している同僚の氏名を挙げ、申立期間の終期を昭和22年5月1日から同年6月頃に変更した上で、再度申立てを行っている。

しかし、今回申立人が名前を挙げた同僚に新たな同僚は含まれず、当該同僚を再調査するとともに、追加された申立期間にA社に勤務していた同僚を調査しても、申立期間に係る申立人の同社における勤務実態及び申立人に係る厚生

年金保険料の控除を裏付ける証言は得られず、当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めるとはできない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8032（愛知厚生年金事案 2501 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 15 日から同年 5 月 31 日まで
前回の申立てについて、平成22年 3 月 10 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。
しかし、前回の審議結果に納得できない。今回、当時の同僚を思い出したので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間当時の A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚が記憶している同社の業務内容と、申立人が記憶している業務内容が一致していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も他界しているため、申立期間当時の関連資料等を得ることができないこと、申立人が同社の同僚の名前を記憶していないこと、及び当時の同僚から申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができないことなどを理由として、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年 3 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「当時、A 社で一緒に働いた同僚を思い出したので、申立期間について、再度調査してほしい。」として、再度申立てを行っている。

しかし、上記の同僚は、「申立人のことを覚えていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8033（愛知厚生年金事案 7672 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から同年 11 月 1 日まで

前回の申立てについて、記録を訂正することは不要であるとの通知をもらったが、当時、社会保険料が控除された給与が振り込まれており、控除されていた保険料は、平成 9 年に振込みで戻されている。今回、新たにこの預金通帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は昭和58年4月1日から同年11月1日まで）に係る申立てについては、申立人から提出された預金通帳の写しによると、同年4月から同年6月までについては、A社からの振込みが確認できるものの、i) 同年7月については、同社からの振込みが確認できない上、同社は、「当時の従業員は、短期雇用契約と長期雇用契約があり、短期雇用契約者は社会保険に加入していない。また、勤務状況や形態に関する資料の保存は無い。」と回答していること、ii) 申立人が一緒に勤務したとする複数の同僚が、「当時、従業員は、短期雇用契約の後、長期雇用契約に切り替わっていたが、短期雇用契約の期間について給与から厚生年金保険料は控除されていなかったはずである。」と証言していること、iii) 同社が保存している社会保険被保険者台帳に記載された申立人の入社日が、オンライン記録及び雇用保険の記録の資格取得日と一致していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成25年3月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに雇用保険受給資格者証及び平成9年の取引が記載された預金通帳を提出し、「申立期間においては、社会保険料が引かれた

給与が振り込まれていたが、その保険料は平成9年に振込みにより戻されている。」と主張するとともに、申立期間の始期を昭和58年4月1日から同年3月に変更して、再度申立てを行っている。

しかし、申立人から提出された雇用保険受給資格者証には、申立人のA社の資格取得日が昭和58年11月1日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人から提出された預金通帳には、A社からの振込みが確認できるものの、同社は、「給与から控除した保険料を社員に戻すことは無い。」旨回答しており、これらのことは、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私はA社に平成16年 5 月 16 日に入社し、17年 3 月 31 日に退社した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険の記録は、平成17年 3 月 31 日にA社の被保険者資格を喪失したことになるが、同日まで同社に在籍していた。」と主張している。

しかし、A社は、「申立人は平成17年 3 月 30 日に一身上の理由により退職した。当社の申立期間当時の給与の締め日は毎月15日であったが、申立人は、同年 3 月 16 日以降は体調不良で、退職日まで 1 日も出勤せず、同年 4 月 25 日の給与では、有給休暇二日分のみを支給した。」と回答しているところ、同社から提出された労働者名簿によれば、申立人の退職日は平成17年 3 月 30 日と記載されており、雇用保険の離職日と一致する。

また、A社は、申立期間について、「平成17年 3 月 31 日に資格喪失した旨の届出を行った。申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、同社から提出された資格喪失確認通知書に記載された資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、同社から提出された賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 21 日から 38 年 1 月 28 日まで
私は、A社に係る脱退手当金を請求しておらず受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年4月12日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年3月12日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 10 日から 37 年 12 月 22 日まで
私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 12 月 22 日の前後 6 か月以内に資格を喪失し、受給要件を満たした 118 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、111 人に支給記録が確認でき、うち 106 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社で脱退手当金の手続をしてもらい受給した。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、昭和 38 年 2 月 21 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の同年 4 月 25 日に支給決定されているほか、脱退手当金裁定整理簿に申立人の名前が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 21 日から 39 年 7 月 21 日まで

私は、在職中に結婚し、出産のために退社した。脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として事業所から提出された脱退手当金裁定請求書の控えには、申立人の署名及び押印が確認できるとともに、申立人が被保険者として使用された事業所の名称及び所在地のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年10月10日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。